

いじめ対応の基本的な考え方

1 把握について

(1) 被害生徒からの訴えには

- 心身の安全を保証する
- 教職員の姿勢を伝える
- 訴えがあった場合には全力で守るてだてを考える。

保健室や教育相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する

- 事実関係や気持ちを傾聴する。「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの生徒からの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちからめの届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね。」と声掛けをし、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

(3) 被害生徒の保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが重要
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。

日頃から、生徒の変化や良い行動など、担任だから得ることができる情報を提供するなど交流することが役立つ

- 生徒ができていないことについて教員が一方的に苦言を呈したり、訴えとは関係のない問題行動等について保護者に指摘すると、保護者が躰や育て方を否定されたと感じることもあることがあるため注意する。

2 早期対応

問題を軽視することなく、早期に適切な対応をとる。被害生徒の苦痛を取り除くことを最優先に考える。

解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要

再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある

※大阪府立高校ではいじめ対策委員会でいじめ案件と認めた場合は、問題解決後半年間の観察が必要

3 いじめ対応の基本的な流れ

(1) いじめ情報のキャッチ

- 教員から報告を受けた学年主任は、概要を把握した時点で「いじめ対策委員会」を招集する

※いじめ案件であるかは、いじめ対策委員会で協議・決定する

- いじめられた生徒を徹底して守るための「見守る体制」を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)
- 正確な実態把握 → 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録し、情報を共有し、正確に把握する。

※個々に同時に聴き取りを行う。必要に応じて、他学年も協力する

- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- 被害生徒の保護者からの聞き取りや要望の受け取りは担任が行うが、出来る限り担任+1名で家庭訪問し、概要の説明と学校の方針を伝える。(無理な場合は、学年主任)

※いじめ対策委員会で、大まかな対応とスケジュールを協議したことを伝える。その際、保護者が事実関係(概要)の把握できているか確認し、必要に応じて確実な情報のみ伝える。

- 加害生徒の保護者への連絡も、聴取した日のうちに実施する。属するクラスの担任が連絡を行う。

※不確定な情報については伝えることが無いよう注意する

(2) 指導体制、方針決定

- 指導のねらいと着地点を明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。

- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育庁、司法機関との連携を図る。

4 被害生徒への指導・支援

- 被害生徒を保護し、心配 や不安を取り除く。
- 被害生徒に、相手の苦しみや痛みを理解させる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 保護者と連携し家庭での見守りを依頼するほか、連絡体制（曜日、時間、連絡先）を協議する
- 保護者とは可能な限り面談し、具体的な対策や進捗をこまめに報告するとともに連携する内容を確認しあう

5 以降の対応

- 被害生徒への継続的な支援を行うとともに、加害生徒や周囲の生徒が再びいじめ行為を起こさないかの経過観察を行う
 - ※相互生徒間の問題が解決してから、6ヶ月の観察と記録が必要
- SC等の活用も含め心のケアにあたる。
- 学級の問題と捉えず、学年集会などを開き、周知徹底する

6 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その場で、いじめ行為を止めるとともに、関係生徒に適切な指導を行う。ただちに学級担任、学年主任、学年生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

【被害生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す】

- 被害生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちにわからないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、被害生徒といじめている生徒を同時に、個別で行う
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。② 事実確認と情報の共有
- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者 対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

7 把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか？ …………… 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ …………… 【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ …………… 【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ …………… 【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …………… 【期間】

【要 注 意】

生徒の個人情報、その取扱いに十分注意 すること 3 いじめが起きた場合の対応 ① いじめられた生徒に対して生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊心を高めるよう配慮する。保護者に対して
- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉 ・お子さんにも悪いところがあるようです。 ・家庭での甘やかしが問題です。 ・クラスにはいじめはありません。 ・どこかに相談にいかれてはどうですか。 ② いじめた生徒に対して 生徒に対して
- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。保護者に対して ◎正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉 ・いじめられる理由があるのだろう。 ・学校がきちんと指導していれば…。 ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

【周りの生徒たちに対して】

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

【継続した指導】

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。